

各サービスにおける保存すべき記録

保存すべき記録\サービス種別	(サービス種別)計画	提供した具体的なサービスの内容等の記録	市町村への通知に係る記録	苦情の内容等の記録	事故の状況及び事故に際しての処置についての記録	緊急の状況や利用者の健康や安全を確保するに必要となる記録	身体拘束等の態様及び理由の記録並びに、その実施の状況等	運営推進会議の報告、評価、要望等	その他
訪問介護・総合事業の訪問型サービス	●	●	●	●	●				
(介護予防)訪問入浴介護		●	●	●	●				
(介護予防)訪問看護		●	●	●	●				主治の医師による指示の文書、訪問看護計画書、訪問看護報告書
(介護予防)訪問リハビリテーション	●	○	●	●	●				
(介護予防)居宅療養管理指導		○	●	●	●				
通所介護・総合事業の通所型サービス	●	●	●	●	●				
(介護予防)通所リハビリテーション	●	○	●	●	●				
(介護予防)短期入所生活介護	●	●	●	●	●	●			
(介護予防)短期入所療養介護	●	○	●	●	●	●			
(介護予防)特定施設入居者生活介護	●	●	●	●	●	●			・法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意に係る書類(※1) ・指定特定施設入居者生活介護の業務の全部または一部を委託により他の事業者に行わせる場合における業務の実施状況についての確認結果の記録 ・入居者である居宅要介護被保険者に代わり居宅介護サービス費の支払いを受けることについて当該居宅要介護被保険者の同意を得た旨及び氏名が記載された書類(※2) ・受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録(※3) ・受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認した結果等の記録(※3)
(介護予防)福祉用具貸与	●	●	●	●	●				・福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合における業務の実施状況の確認結果等の記録
特定(介護予防)福祉用具販売	●	●	●	●	●				
施設サービス									
介護老人福祉施設	●	●	●	●	●	●			
介護老人保健施設	●	○	●	●	●	●			居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
介護医療院	●	○	●	●	●	●			居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
介護療養型医療施設	●	○	●	●	●	●			
地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	●	●	●	●	●				・主治の医師による指示の文書(連携型の場合は不要) ・訪問看護報告書(連携型の場合は不要) ・介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等の内容
夜間対応型訪問介護	●	●	●	●	●				
地域密着型通所介護	●	●	●	●	●		●		
(介護予防)認知症対応型通所介護	●	●	●	●	●		●		
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	●	●	●	●	●	●	●		・居宅サービス計画
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	●	●	●	●	●	●	●		
地域密着型特定施設入居者生活介護	●	●	●	●	●	●	●		・指定特定施設入居者生活介護の業務の全部または一部を委託により他の事業者に行わせる場合における業務の実施状況についての確認結果の記録 ・入居者である居宅要介護被保険者に代わり居宅介護サービス費の支払いを受けることについて当該居宅要介護被保険者の同意を得た旨及び氏名が記載された書類
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	●	●	●	●	●	●	●		
看護小規模多機能型居宅介護	●	●	●	●	●	●	●		○主治の医師による指示の文書 ○訪問看護報告書(看護小規模多機能型居宅介護報告書) ・居宅サービス計画
居宅介護支援			●	●	●				・介護サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ・個々の利用者ごとの居宅介護支援台帳(居宅サービス計画、アセスメントの結果、サービス担当者会議、モニタリングの結果に係る記録を記載すること)
介護予防支援			●	●	●				・介護サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ・個々の利用者ごとの介護予防支援台帳(介護予防サービス計画、アセスメントの結果、サービス担当者会議、介護予防サービス計画の実施状況の評価及びモニタリングの結果に係る記録を記載すること)
介護予防ケアマネジメント			●	●	●				・介護サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ・個々の利用者ごとの介護予防ケアマネジメント台帳(介護予防サービス・支援計画、アセスメントの結果、サービス担当者会議、介護予防サービス計画の実施状況の評価及びモニタリングの結果に係る記録を記載すること)

※ ○については、診療録又は診療記録等の保存でも差し支えない。

※ (介護予防)特定施設入居者生活介護の記録について

※1 介護予防特定施設入居者生活介護のみ

※2 介護予防特定施設入居者生活介護を除く

※3 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護のみ必要

※ 総合事業の訪問型サービス・通所型サービス・介護予防ケアマネジメントの記録の保存年限(5年)は、各サービスの基準要綱で規定しています。